

「唐咸亨四年(673)左漢舎告死者左憧憲書為左憧憲家失銀錢事」をめぐる
— 左憧憲研究覚書 (3) —

Letter from Zuo Fenshe 左漢舎 to Zuo Chongxi 左憧憲 in the Tang 唐
Dynasty : A Study on Zuo Chongxi (3)

人文学系教授 町田 隆吉

キーワード：唐代、西州、左漢舎、左憧憲、銀錢

1. はじめに

これまで私は、中国西陲の吐魯番(トゥルファン)盆地のアスターナ4号墓から出土した「唐咸亨四年(673)左憧憲生前功德及隨身錢物疏」(64TAM4:29、[唐編1996:208]。「左憧憲功德疏」と略記)と「唐咸亨四年(673)西州左憧憲墓誌」(64TAM4:54、[侯・呉2003:551-552]。「左憧憲墓誌」と略記)を取り上げ、その墓主である左憧憲の仏教信仰や残された家族による左憧憲に対する称賛・顕彰などの文言を検討したことがある[町田2004、2014]。このうち「左憧憲功德疏」からは、その生前の功德にもとづき来世での経済的に豊かな生活が仏によって保障されることを希求する左憧憲の姿をうかがうことができた。これに対して、「左憧憲墓誌」には生前の左憧憲の仏教信仰については一切記されておらず、おもに儒教的徳目の実践者としての左憧憲を称賛・顕彰する内容が中心をしめ、両者の左憧憲像の差異は顕著であった。私見では、左憧憲の生前の姿は、「左憧憲功德疏」(ここには死期を悟ったと思しきころに自ら行った仏への祈願文の内容が含まれている)からうかがえる内容こそが、その実像に近いものではなかったかと考えている。

ところで、左憧憲を墓主とするアスターナ4号墓からは、生前の彼をとりまく人びとの姿を垣間見ることのできる文書(契約文書を含む)も多数出土している。そのひとつが、その死の6年前に左憧憲の家でおこった銀錢盗難にかかわる文書(「唐咸亨四年(673)左漢舎告死者左憧憲書為左憧憲家失銀錢事(一)」64TAM4:35(a)、「唐咸亨四年(673)左漢舎告死者左憧憲書為左憧憲家失銀錢事(二)」64TAM4:35(b)、[図/文][唐編1996:229]。以下、「左漢舎告書(一)」「同(二)」と略記。なお、[図]は当該文献の写真を、[文]は積文を掲載する出典を示す⁽¹⁾。なお、印刷の都合上、異体字を正字に改めた部分もある)である。このなかには、意味の異なる同音の別字が用いられていたり、通常の語法と異なる表現が見られたりするなど、その内容を正確に把握する上で困難をともなっていることも確かである。したがって理解しがたい部分も含まれているが、「左漢舎告書(一)」「同(二)」は、犯人と

して疑われた左漢舎が、無実であることを左憧憲に訴えるという内容が中心になっている。小稿では、その検討を通して当時の死生観の一端にふれるとともに、左憧憲をとりまく人びとの姿にも迫ってみたいと思う。

2. 「左漢舎告書」の検討

(1) 「左漢舎告書(一)」・「同(二)」の釈文

まず、「左漢舎告書(一)」(書信そのもの)と「同(二)」(背面に記された宛先に相当する部分)の釈文を紹介することから始めたい(図1を参照)。



図1 「左漢舎告書(一)」(64TAM4:35(a))、「同(二)」(64TAM4:35(b))([唐編1996:229]より)

史料1. 「左漢舎告書(一)」(64TAM 4:35(a)、[図/文][唐編1996:229])

- 1 乾封二年臘(=臘)月十一日、左憧憲家内失銀錢伍伯
- 2 文、盜(=道)漢舎盜錢。其漢舎不得兄子錢、家里
- 3 大小曹(=曹)主及奴是等及鎧(=外)相有人盜錢者、兄子
- 4 好驗校分明索(=索)取、里鎧有人取者、放令
- 5 漢舎知見。其漢舎好兄子邊受之往(=枉)
- 6 罪。漢舎未服、語兄分明驗校、漢舎心下
- 7 得清浄意。古(=故)若漢舎不取之錢、家里曹(=曹)主及
- 8 大小奴婢及鎧人放、漢舎眼見、即於死者咸亨四
- 9 年四月廿九日神遇已後、見多放仕、即須知錢
- 10 之往、要須大小得死、漢舎即知。

史料2. 「左漢舎告書(二)」(64TAM4:35(b)、[図/文][唐編1996:229]) *下線部の箇所

は、正面とは天地を逆にして書かれている。また〈1〉と〈2〉の部分は接続して「漢」字を構成し、この行は「其漢

舎書付左憧憲」となる。

- 1 書取人於得不取 〈漢〉⁽¹⁾
 2 憲憧左付書舎 〈漢〉⁽²⁾ 資領 其 □ (=及?あるいはノ?+久?) 古
 3 漢舎

図1から明らかなように、「左漢舎告書(一)」後半の白紙部分の背面に、「同(二)」が記されている。そのうち背面「同(二)」の最後の2行は、正面の「左漢舎告書(一)」(書信本文)と天地を逆にして書かれている。この点について、趙暁芳氏は、冥界にいる死者、左憧憲に宛てたものであるので、現世の様式と異なり天地を逆さに書いたと説明するが〔趙2013〕、確かな証拠が示されているわけではない。すなわち、「其」+“漢”+「舎書、付左憧憲」の行の「漢」字は、紙が折り畳まれ重なった部分に記されていたわけで、正面「左漢舎告書(一)」は冒頭行を内側にして順に折りたたまれていたものと考えられる。したがって、書信本文を内側に折り畳んだのち、正面の文字の天地を意識せずに背面に受信者である左憧憲の名を記した可能性も想定できよう。例えば、唐代における書信の封緘のあり方を検討した劉子凡氏が、「左漢舎告書(一)」「同(二)」を折封書状(書信そのものを折り畳み、その背面に発信者及び受信者を記している書信)の一例として取りあげているのは〔劉2015〕、その傍証になるだろう⁽²⁾。「左漢舎告書(一)」「同(二)」については出土時点での原状報告がないので、もとの状況がどのようなものかは明らかでない。〔劉2015〕も、その復元した形状をあげているわけではないが、仮に「漢」字に着目すると、あるいは次にあげる図2のように折り畳まれていたかもしれない。

図2のうち、左側の「漢」字を含む2行をあらためて書き出してみると、次のようになろう。



図2 「左漢舎告書(一)」「同(二)」について、正面を内側に折り畳み、背面の「漢」字部分に着目して折り返して復元した事例

其漢舎書、付左憧憲
 取。不得於人取書。

ここには漢語表現として不自然な部分（例えば「不得於人取書」の「於」字）も含まれているが、文書の発信者及び受信者にくわえて随葬衣物疏などに見られる第三者の追奪禁止に相当する内容も記されている。ここでは、この2行を「それ漢舎書し、左憧憲に付して取らしむ。人の書を取るを得ず。」というように釈読しておきたい。すなわち、「これは漢舎が書いて左憧憲に宛てたものであり、ほかの人物が自分のものにはできない」と理解してよいだろう。そのほかに「資領」（受け取る）、「□」（＝「及」、あるいは「ノ?+久?」）古」（意不詳）、「漢舎」（発信者名）の文字を認めることができる。なお、これらの文字部分を含めてこのような折り畳み方でよいかどうか、正直なところ自信はない。

この折り畳まれた書信が死者である左憧憲の周辺におかれていたことは確かであるが、どのような場所におかれていたかは不明である。アスターナ4号墓の発掘にかかわった新疆ウイグル自治区博物館の呉震氏から生前に話を聞いたエール大学のヴァレリー・ハンセン氏によれば、先にあげた「左憧憲功德疏」は巻かれて左憧憲の衣服のなかに入れられており、そのほかの契約文書15点も同じように巻かれて腋の下に置かれていたという〔韓1996〕（但し、〔韓1997〕では契約文書は墳墓の中に巻かれて置かれていたとする）。ただ、折り畳まれて出土したはずの「左漢舎告書（一）」「同（二）」については、原状に注意が払われていなかったと述べ、書き終えた後で折り畳まれたと指摘するだけである（正確には、折り畳まれて背面に宛名などが記されたとすべきである）。ただ、受信者が左憧憲である以上、「左憧憲功德疏」と同様にその衣類の内側、すなわち左憧憲が身につけるように埋納されていたのではないかと推測される。

（2）「左漢舎告書（一）」の解釈

先に述べたように、現実世界に生きる左漢舎が、冥界の左憧憲に宛てた「左漢舎告書（一）」にはわかりにくい点が含まれている。そのことを念頭においたうえで、次にこの文書の解釈を試みたいと思う。

〔釈読〕

乾封二年（667）臘月十一日に左憧憲の家内^{いへのなか}で銀錢五百文^{なくな}が失りました。（そのおり）漢舎が錢を盗んだと盜^い（＝道）われしました。その漢舎は兄の子^{しゅうじん}（＝左憧憲）の錢^{たがいの}を得^{ぬす}てはいません。家中の大小の曹主及び奴、これら及び鎧^{ほか}（＝外）に相いに錢を取^{ぬす}んだ人が有るので、兄の子は好く^よ驗校^{しら}べ分明^{あきらか}にし^{さかし}嚟^{もと}（＝索）取^{もち}めるべきです。里^{うち}か鎧^{そと}かに取^{ぬす}んだ人が有るので、放^{しめ}して漢舎^{しら}に知見^しせてほしいものです。そもそも漢舎は兄の子の邊^{ちかく}を好^{あきらか}んだため、このような往^{えん}（＝枉）罪^{なつとく}を受けたのです。漢舎は未だ服^{あきらか}してはいませんので、兄（の子?）に分明^{あきらか}にし^{しら}驗校^つべ^つてほしいと語^{おもひ}げました。漢舎の心下^{こころのうち}には清浄^{おもひ}なる意^いで得^{ゆえ}です。それ古^{ゆえ}（＝故）に若^もしも漢舎がこの錢を取^いっていないならば、家里^{いえじゅう}の曹主及び大小の奴婢及び鎧^{そと}の人は放^{しめ}してほしい。漢舎の眼^かは見^みております。即^かに死者^か（＝左憧憲）が咸亨四年（763）四月廿九日に神遇^{みまかつ}てより已^い後は、放^{あきらか}仕^つなることが多いはずなので、即^{ただち}に須^{すべ}く錢^{から}が往^{ぬす}であること^みを知るべきです。大小^{ほんにん}を須^{もと}めて死^あを得^えることを要^{もと}めます。漢舎^{とうぜん}は即^か知^ちっております。

ひとまず上記のように釈読してみたが、左漢舎による左憧憙宛て書信には、これまで接したことのない漢字の用法や語法の事例が見うけられ、正直なところ意味のとりにくい部分が存在している。そのため誤りを含んでいると思われるので、ご指摘いただければ幸いである。

まず考えておきたいことは、発信者である左漢舎と受信者である左憧憙との関係である。例えば、陳国燦氏は、吐魯番出土の唐代文献を編年するなかで「左漢舎告書（一）」を取り上げ、

全10行。左家で乾封2年臘月11日に銀錢500文がなくなり、漢舎が錢を盗んだと疑われたが、漢舎は自分が盗んだのではないとの考えを示した。兄の子の左憧憙が死んだとき、重ねてこの告文を書いて死者に告げその本心を明らかにしている。

と解説する〔陳2002〕。短い説明文のため、ここには左憧憙を兄の子とする根拠は示されていない。ただ、この書信のなかで、家の呼称（「左憧憙家内」）や背面の受信者名において、左漢舎は左憧憙の諱（「憧憙」が諱であることは「左憧憙墓誌」を参照）をそのまま使用しており、このことは左漢舎の方が左憧憙より目上の存在であったことをうかがわせる。この書信に登場する人物のなかで、被害者＝銀錢を盗まれた「兄の子」、そして加害者（と疑われた人物）＝盗んだと疑われた左漢舎が直接の当事者ということになるのだが、弟が兄に書信を送る場合、そのなかで兄の諱を記すことはないだろうから、被害者である「兄の子」＝左憧憙というように陳国燦氏は判断したのかもしれない。したがってここでは、「死者」である「左憧憙」は左漢舎の「兄の子」、すなわち甥であったと理解しておきたい。

次にこのような内容の書信が書かれた理由について考えてみたい。左憧憙の家でおこった銀錢盗難事件は、犯人不明のまま、すでに6年の歳月が経過していた。それにもかかわらず、左漢舎はなぜこのような書信を死者である左憧憙宛てに送ろうとしたのだろうか。もちろん左漢舎が自らの無実を主張したいためであったことはいうまでもないが、死後もなお左漢舎を犯人として疑い続けているかもしれない左憧憙による冥界からの報復を恐れていることであるのは確かであろう。上述したハンセン氏は、左憧憙の墳墓に現世での多くの契約文書が埋納された理由を説明するための根拠として「左漢舎告書（一）」を取り上げる〔韓1996、1997〕。すなわち、左漢舎による自己の無罪を主張する左憧憙宛ての書信は、そのなかに直接の言及はないが、冥界の法官がこの書信を読み、さらに冥界の法廷が犯人を捜し出すに違いないと信じていると主張しているのだという⁽³⁾。このように、「左漢舎告書（一）」を冥界の法官や法廷と結びつけて理解するハンセン氏は、左憧憙とともに埋納された契約文書も、その契約が未解決、つまり未返済であるため、死亡して冥界にいる負債者たちを捜そうとしたもので、そのことを冥界の法廷で訴え続けようとしたからであると述べている。すでにふれたように「左漢舎告書（一）」の宛先はあくまでも左憧憙一人であり、ここからは、無実であることを左憧憙に何としてでも理解してもらうことによって、盗難事件の加害者として疑われ、

今なお現世を生き続ける左漢舎自身に対して冥界に住む左憧憲からもたらされるかもしれない禍を排除したいとの強い思いがこめられていると見てとることができよう。それは、後漢、魏晉・五胡時代の鎮墓文やときに唐代の随葬衣物疏にも見られる生者の思いであり、死者による禍が生者に及ばないことを願い、生と死の世界が別々の世界であることを主張する考え方に通じるものがある。したがって、冥界の法官による審判までも左漢舎が期待していたとするハンセン氏の主張を（そうした可能性を全く否定することはできないが）、「左漢舎告書（一）」から直接読み取ることは難しいのではないかと考えている。くわえて、契約文書に記された種々の負債については、本人が未払いの場合、妻子や第三者などからなる保証人や、さらには動産・不動産までもが担保物件として契約の中に規定されており、これらによって通常は完済されるものと考えられるので、ハンセン氏のいうように依然として未返済ということは考えがたい。この点については別途言及したいと考えているが、ひとまず左憧憲の墳墓に埋納された契約文書は現世での契約は終了したけれども、例えば唐代の墳墓に埋納される告身（写し）などの官位を示す文書と同様に、再度、冥界における経済的優位さを示す標識として機能すると考えられ埋納されたものと理解しておきたい。

（3）「左漢舎告書（一）」（含「同（二）」）、「左憧憲功德疏」及び「左憧憲墓誌」の比較

ところで、「左漢舎告書（一）」（含「同（二）」）、「左憧憲功德疏」及び「左憧憲墓誌」の3点は、いずれも左憧憲の葬喪に際して作成され、それぞれに果たすべき異なった役割が期待された文書である。ところが、これらの表現や内容を比較すると、いくつかの疑問点がうかんでくる。例えば、「左憧憲墓誌」は、左憧憲の死について「以咸亨四年五月廿二日卒於私第。春秋五十有七。」と記しており、これによれば左憧憲は咸亨4年（673）5月22日に57歳で私邸において亡くなったことになる。ところが「左漢舎告書（一）」には「即於死者咸亨四年四月廿九日神遇已後」（即^かに死者（=左憧憲）が咸亨四年（673）四月廿九日に神遇^{みまかつ}てより已^い後）とあり、咸亨4年4月29日に左憧憲は死去したように読み取れる。さらに「左憧憲功德疏」では、「咸亨四年四月廿九日付曹（=曹）主左□（=郎）校、收取錢財及練・伍穀・麦・粟等^{しら}所^し研^ら取^り領^り取^り用」（咸亨四年（673）四月廿九日、曹主の左□（=左郎、左憧憲）に付して校^{しら}べ、錢財及び練・伍穀・麦・粟等^{しら}所^し研^ら取^り領^り取^り用^りと記されており、ここでも冥界へ持参するために連記した品々を確認して受け取り持っていくというように読み取れるので、「左憧憲墓誌」の死亡日の記述がなければ、この日に亡くなったと見なしていたかもしれない。このうち、「左憧憲功德疏」の4月29日の日付は、「左憧憲墓誌」に見える左憧憲が死亡した5月22日とのかかわりから、これまで死期を悟った左憧憲が仏に祈願した日と見なされてきており、私もそのように理解してきた。これらの日付と内容を整合的に理解するとすれば、つまり、「左憧憲墓誌」に記された死亡日である5月22日を基準に考えるならば、「左漢舎告書（一）」に見える4月29日の記述は、仏への祈願ののちに左憧憲が人事不省に陥ったことを「神遇」と表現したと見なしてよいように思われる。ここでは、その日から一月ほど経った5月22日に左憧憲は亡くなったと理解しておきたい。

次に、これらの文書に見える左憧憲の呼称について気になった点にふれておきたい。まず、「左漢舎告書(一)」「同(二)」において、左漢舎自身は、おそらく諱と思われる「漢舎」を用いているが、左憧憲に対しては冒頭で「左憧憲家内」、宛名部分で「左憧憲」と記し、そのほかでは「兄子」、「死者」と記しており統一性が見られない(この部分が「左憧憲」もしくは「憧憲」であっても問題はない)。また「左憧憲功德疏」では、冒頭の左憧憲が仏に告げる際に使用した諱の「憧憲」と末尾の「主左憧憲」を除くと、そのほかは「左郎」と記していて同様に統一性がない。こうした表記上の不統一をどのように考えたらよいだろうか。今のところ適当な説明を思いつかないが、「左憧憲功德疏」については〔町田2004〕で述べたように、左憧憲の手になる「祈願文」にもとづき、葬喪のおり誰か第三者が「功德疏」を作成する際に部分的にあらためてしまった結果であると推測したことがある。しかしながら「左漢舎告書(一)」「同(二)」の場合、まぎれもなく左漢舎の手になる左憧憲宛ての書信であり、この場合は作成者以外の第三者が筆者として入り込める余地はない。ここではそうした表記上の不統一が認められる点を指摘するにとどめておきたいと思う。

ところで、「左漢舎告書(一)」と「左憧憲功德疏」の両者に共通して使用されている特殊な漢字が存在する。それは、「外」を意味すると思われる「鎧」字である。「鎧」字は、「左漢舎告書(一)」に2か所、「左憧憲功德疏」に1か所認められ、ハンセン氏がいうように、いずれも意味の上から「外」と理解して誤りないであろう〔韓1996、1997〕。仮に当時この地において両者が近い音だったにしても、なぜわざわざ画数の多い漢字を使用したのか説明に苦しむところである。そのほか両者ともに「曹主」の「曹」字についても異体字の「曹」字を使用している。さらに「於」の使用法にも共通する点が認められる。例えば、「左漢舎告書(二)」の「不得於人取書」、「左憧憲功德疏」の「鎧(=外)有於人、不得拽取」のように、いずれも第三者による追奪禁止文言の部分に見られる「於」字の使用法である。ここには、通常の使用法では用いないところに「於」字が使用されていることがわかる。なお、書体については詳細な比較を試みてはいないものの、この両者においては類似する点も認められる。本来、それぞれの用途の違いから同一人の手になる可能性はほとんどないはずでありながら、上記の漢字の用法などをふまえると、「左漢舎告書(一)」「同(二)」と「左憧憲功德疏」については作成者レベルでの関連性を疑わざるを得ず、さらなる検討の余地を残している。

3. むすびにかえて—左憧憲とその家族、隷属民

すでに述べたように、「左漢舎告書(一)」の記載をふまえれば、左憧憲は、左漢舎の「兄子(兄の子)」、すなわち甥と見なしてよいように思われる。ここでは、「左漢舎告書(一)」をもとに、左憧憲とその家族及び隷属民について整理することで、左憧憲を取り巻く身近な人びとの姿を確認しておきたい。

次にあげる写真(図3)は、アスターナ4号墓から出土した泥俑であり、背面に「妻合端身」(妻の合端すがたの身)の文字が記されている。これによれば、左憧憲には合端⁽⁴⁾という名

の妻がいたことになり、この泥俑は左憧憙の葬喪に際して作られ埋納されたものかもしれない。なお、アスターナ4号墓は夫婦合葬墓であり⁽⁵⁾、左憧憙とその妻の合端とが埋葬されていると考えてよいであろう。

また、「左憧憙功德疏」には、冥界において左憧憙に従うことが期待された奴婢の名も記されている。実際に彼らが埋葬されたわけではないが、奴の愛徳、婢の阿迦、□香、多不脛、解、尾香の名が見える。また「唐龍朔元年(661)左憧憙買奴契」(64TAM4:44)〔唐編1996:212〕には、申得という字の奴(15歳)を購入したと記されている。現時点で左憧憙が所有していたと思われる隷属民として名前が知られるのは以上であり、内訳は奴が2名、婢が5名ということになる。「左漢舎告書(一)」には、「家里大小曹主及奴」「家里曹主及大小奴婢」という記述が認められ、左憧憙の家には、大小(大人と子ども)の曹主(=主人)と大小の奴婢とが存在していたと考えられる。

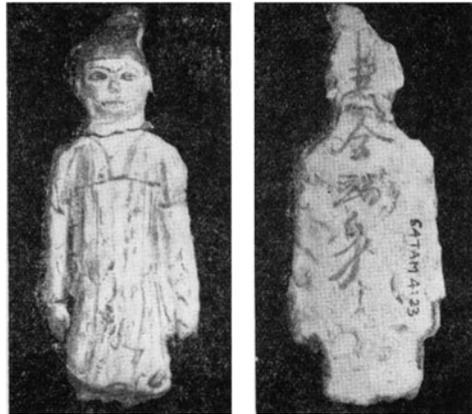
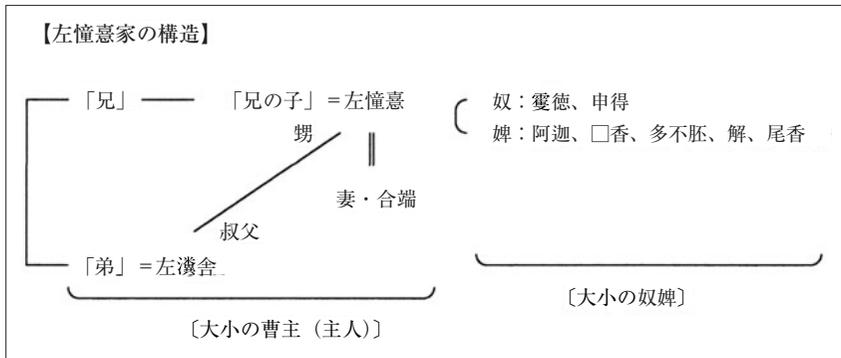


図3 泥俑「妻合端身」(表)(裏)(64TAM4:44)〔新疆1973:21〕より

以上をふまえて、左憧憙の家族及び隷属民を(その生死にかかわらず)再現してみると、ひとまず次のようになるであろう。



なお、実際に左憧憙が保有する耕地を経営するにあたって、出租した部分以外の直営地における労働力は、家族以外に奴婢であったと考えられるから、実際は上記以外にも奴婢が存在していたものと思われる。

盗まれたとされる銀錢500文のありかは不明のままであるが、あらためて6年前の左憧憙の年齢を考えてみると51歳であり、左家のおそらくは) 当主としてこうした額の銀錢を身近に保有していた甥の左憧憙のもとを叔父の左漢舎は頻繁に訪れていたことになる。そのため左漢舎が疑われることになったわけであるが、このことについてハンセン氏は、左漢舎が泥棒であったかどうかはなお懐疑的であると述べている〔韓1996、1997〕。この時代を生きた人びとにとって、死者の禍が生者に及ぶことへの恐れは強いものがあり、そのために作られた死者、左憧憙への弁明が「左漢舎告書(一)」「同(二)」であったとすれば、左漢舎は自らの書信に罪を免れるべく嘘を述べる必要はなく、ただひたすら冤罪であることだけを述べたかったのではないかと考える。

注

- (1) 本文書の呼称については、その内容の検討をふまえて原題「唐漢舎告死者左憧憙書為左憧憙家失銀錢事」を「唐咸亨四年(673)左漢舎告死者左憧憙書為左憧憙家失銀錢事」に改めた。
- (2) そのほか敦煌出土の唐宋時代の封緘方法を取り扱った研究に〔王・王2011〕がある。
- (3) 冥界の陰司(役所)と結びつけて書信を解釈する同様な指摘は〔趙2013〕にも認められる。
- (4) 〔新疆1973〕は「合端」を突厥語の「Kutoun」(すなわち可敦)の音訳として注目するが、妻の名(漢語)である可能性もあり、突厥語と結びつける根拠は明らかではない。〔町田2004:67注(8)〕を参照。
- (5) 〔魯2000〕には、埋葬された人物の性別の項に「1男1女」と記されており、アスターナ4号墓が左憧憙を墓主とする夫婦合葬墓であることがわかる。

参考文献

(日文)

- 町田2004 町田隆吉「唐咸亨四(673)年左憧憙生前功德及隨身錢物疏」をめぐって—左憧憙研究覚書(1)—、『西北出土文献研究』創刊号、西北出土文物研究会、2004年
- 町田2014 町田隆吉「唐咸亨四年(673)西州左憧憙墓誌」をめぐって—左憧憙研究覚書(2)—、『国際学研究』第4号、桜美林大学大学院国際学研究科、2014年

(中文：筆画順)

- 王・王2011 王使臻・王使璋「敦煌所出唐宋封緘方法的復原」、『文献』2011年第3期
- 侯・呉2003 侯燦・呉美琳『吐魯番出土磚誌集注』、巴蜀書社、2003年
- 唐編1996 唐長孺主編、中国文物研究所・新疆維吾爾自治區博物館・武漢大學歷史系編『吐魯番出土文書』〔參〕、文物出版社、1996年
- 陳2002 陳国燦『吐魯番出土唐代文獻編年』、新文豐出版公司、2002年
- 新疆1973 新疆維吾爾自治區博物館(李征執筆)「吐魯番渠阿斯塔那—哈拉和卓古墓群發掘簡報(1963—1965)」、『文物』1973年第10期
- 趙2013 趙曉芳「唐代西州争訟文書与解紛機制研究」、『甘肅政法學院學報』2013年第4期

- 劉 2015 劉子凡「唐代書信緘封考—以中国人民大学藏和田出土書信文書為中心」、『文献』2015年第5期
- 魯 2000 魯礼鵬「吐魯番阿斯塔那古墓群墓葬登記表」、『新疆文物』2000年第3・4期
- 韓 1997 韓森 (Valerie Hansen ヴァレリー＝ハンセン)「為什麼將契約埋在墳墓里」、朱雷主編『唐代的歷史与社会：中国唐史学会第六届年会暨國際唐史學術研討會論文選集』、武漢大学出版社、1997年 (本論文は、もともと1995年9月に武漢大学で開かれた中国唐史学会國際學術研討会にハンセン氏が提出したもので、同氏の承諾をえて、Valerie Hansen 著、本間寛之訳「何故契約文書を墳墓に埋納したのか」『吐魯番出土文物研究会会報』第108号、吐魯番出土文物研究会、1996年として邦訳された。)